

上田市地域防災計画 その他の災害対策編

新旧対照表

平成31年3月26日

頁	新	旧	修正理由・備考
2	<p align="center">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。</p> <p align="center">第1節 雪害に強いまちづくり (農林部、健康こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり (2) 実施計画</p> <p>3 (略)</p> <p><u>オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画 (2) 実施計画 (略)</p> <p><u>オ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると<u>共に、集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u></p> <p>(略)</p>	<p align="center">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。</p> <p align="center">第1節 雪害に強いまちづくり (農林部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。</p> <p>このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
3		<p>(新設)</p>	
6		<p>(新設)</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
11	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動 (全部局)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>イ <u>道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>ウ <u>市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民に対し周知徹底を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動 (全部局)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
16	<p style="text-align: center;">第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮 (総務企画班、救援対策班)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。</p> <p>イ <u>指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮 (総務企画班、救援対策班)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。</p> <p>イ <u>避難場所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い所に設置する。</u></p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
43	<p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等 (都市建設部、関係機関)</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(1) 基本方針 大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。 イ 鉄道事業者が実施する計画 (ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法を定めるよう努める。 (イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。</p> <p><u>ウ 北陸信越運輸局が実施する計画</u> (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。 (イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視等に努めるよう指導する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 鉄道車両の安全性の確保 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 検査体制の充実 1 基本方針 鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。 2 実施計画 (1) 鉄道事業者が実施する計画 ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。 イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。 (2) <u>北陸信越運輸局が実施する計画</u> 鉄道車両の検査については、IT技術者等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等 (都市建設部、関係機関)</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(1) 基本方針 大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。 イ 鉄道事業者が実施する計画 (ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法を定めるよう努める。 (イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 鉄道車両の安全性の確保 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 検査体制の充実 1 基本方針 鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。 2 実施計画 (1) 鉄道事業者が実施する計画 ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。 イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
45	<p style="text-align: center;">第4節 鉄道交通に携わる人材の育成 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 人材の育成 1 基本方針 鉄道交通に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。 2 実施計画 (1) 鉄道事業者が実施する計画 ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。 イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。 <u>(2) 北陸信越運輸局が実施する計画</u> <u>鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と境域内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 鉄道交通に携わる人材の育成 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 人材の育成 1 基本方針 鉄道交通に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。 2 実施計画 (1) 鉄道事業者が実施する計画 ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。 イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。 <u>(新設)</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
47	<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (総務部、都市建設部、施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 (略) 2 通信手段の確保等 (1) 基本方針 事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する計画 (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。 (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。 <u>イ 北陸信越運輸局が実施する計画</u> <u>(ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</u> <u>(イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために措置電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。</u> <u>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u> <u>(エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (総務部、都市建設部、施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容 (略) 2 通信手段の確保等 (1) 基本方針 事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する計画 (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。 (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。 <u>(新設)</u></p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
49	<p style="text-align: center;">第6節 再発防止対策の実施 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 事故原因の究明等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>(ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。</p> <p>(イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。</p> <p><u>イ 北陸信越運輸局が実施する計画</u></p> <p><u>鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 再発防止対策の実施 (施設管理者)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 事故原因の究明等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>(ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。</p> <p>(イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
50	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p style="text-align: right;">(全部局)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生直後の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。</p> <p>イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。</p> <p>ウ 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>オ 北陸信越運輸局は、鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p style="text-align: right;">(全部局)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生直後の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。</p> <p>イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。</p> <p>ウ 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p>	
52	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制及び応援体制</p> <p style="text-align: right;">(総務企画班、土木班、関係機関)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する対策</p> <p>(ア) 被害拡大防止措置</p> <p>a 関係列車の非常停止の手配</p> <p>b 乗客の避難</p> <p>(イ) 活動体制の確立</p> <p>a 職員の非常招集</p> <p>b 情報収集連絡体制の確立</p> <p>c 対策本部の設置</p> <p><u>イ 北陸信越運輸局が実施する対策</u></p> <p><u>(ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p><u>(イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に関わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。</u></p> <p><u>(ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制及び応援体制</p> <p style="text-align: right;">(総務企画班、土木班、関係機関)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する対策</p> <p>(ア) 被害拡大防止措置</p> <p>a 関係列車の非常停止の手配</p> <p>b 乗客の避難</p> <p>(イ) 活動体制の確立</p> <p>a 職員の非常招集</p> <p>b 情報収集連絡体制の確立</p> <p>c 対策本部の設置</p> <p>(新設)</p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
54	<p style="text-align: center;">第3節 救助・救急・消火活動 (福祉・医療救護班、消防対策部、関係機関)</p> <p>第3 活動の内容 救急・救助・消火活動</p> <p>1 基本方針 救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市・県及び鉄道事業者等が強気に連携する必要がある。</p> <p>2 実施計画 (1) 市及び県が実施する対策 火山災害対策編「第3章災害応急対策計画」、「第7節救助・救急・医療活動」及び「第8節消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。 (2) 鉄道事業者が実施する対策 事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。 事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。 <u>(3) 北陸信越運輸局が実施する対策</u> <u>ア 鉄道事業者に対し、事故災害発災直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。</u> <u>イ 鉄道事業者に対し、事故災害発災直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 救助・救急・消火活動 (福祉・医療救護班、消防対策部、関係機関)</p> <p>第3 活動の内容 救急・救助・消火活動</p> <p>1 基本方針 救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市・県及び鉄道事業者等が強気に連携する必要がある。</p> <p>2 実施計画 (1) 市及び県が実施する対策 火山災害対策編「第3章災害応急対策計画」、「第7節救助・救急・医療活動」及び「第8節消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。 (2) 鉄道事業者が実施する対策 事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。 事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。 <u>(新設)</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
55	<p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保 (土木班)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保 大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。</p> <p>2 代替交通手段の確保 (1) 基本方針 大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する対策 (ア) 他路線への振り替え輸送 (イ) バス代行輸送 (ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送 <u>イ 北陸信越運輸局が実施する対策</u> <u>鉄道事業者に対し、事故災害が発災した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保 (土木班)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保 大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。</p> <p>2 代替交通手段の確保 (1) 基本方針 大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する対策 (ア) 他路線への振り替え輸送 (イ) バス代行輸送 (ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送 <u>(新設)</u></p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
56	<p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動 (本部室、消防対策部)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>(2) 実施計画 市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。 <u>北陸信越運輸局は、鉄道事業者等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。</u></p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。また、鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。 <u>北陸信越運輸局は、鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講ずるよう指導する。また、報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供するとともに、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。また、鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動 (本部室、消防対策部)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>(2) 実施計画 市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。また、鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>